



余市町ふれあい収集のごあんない

町では、病気や障がい等の理由で、ごみ及び資源物をステーションまで出すことが困難な世帯について、戸別収集・安否確認を行う「ふれあい収集」制度を行っています。

【対象となる世帯は】

以下の条件を満たす独居世帯、または居住者全員が以下の条件を満たす世帯

- (1) 介護保険法制度による要支援1から要介護5に該当する方
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受け、障がい程度が1級から3級に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がA判定に該当する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方
- (5) その他、上記に準ずる理由により、自らがごみステーションまでごみを搬出することが困難であると認められる方

【申込みから収集までの流れ】

申込み・・・申請書または電話で申込みします。ご本人でなくても親族、介護施設担当者や民生委員などからの申込みでも受付します。



自宅を訪問・・・職員がご自宅を訪問し、申込世帯の状況やご本人のお体の状態などを、親族、介護担当者、民生委員等にも同席いただいて確認します。



結果のお知らせ・・・ふれあい収集の決定については後日お知らせします。



収集方法・・・町が指定した曜日に週1回、委託業者が訪問します。
燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に分別されたものを、玄関先で収集し、安否確認の声をかけをします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



資源物の分け方・出し方のマナーを守りましょう

ゴミステーションに排出されたゴミや資源物のうち、特にプラスチック製容器包装類について、適切な分別がされていないために回収できないケースが増えています。

- ①プラスチック製容器包装類の中に生ゴミが混入している。
⇒生ゴミは燃やすゴミ（有料）で排出願います。
- ②プラスチック製容器包装類の中に、汚れたものや☑マークがついていないものが混入している。
⇒汚れたものや☑マークがついていないものは、燃やさないゴミ（有料）で排出願います。
- ③プラスチック製容器包装類を透明の袋で排出していない。
⇒色付きの袋で出されると中が確認できませんので、必ず透明か半透明の袋で排出願います。

分別が不十分のため、不適正と判断されて残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られています。自分の出した袋が残された場合には、一度持ち帰って正しく分別し直したうえで、次回収集日に再度排出してください。

残されたゴミで地域の方が、大変迷惑しています！

なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。

(町のホームページにも掲載しております)

また、資源物のステーションは、資源物の回収曜日が記された看板が設置されております。看板のないゴミステーションでは、資源物を回収しませんのでご注意願います。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。今一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。



問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118